

マレーシア旅行会社招請業務委託 要求水準書

この要求水準書は、山形市を甲、優先交渉権者を乙として、当該業務を委託するに当たり必要な事項を指示するものとする。

1 業務委託名

マレーシア旅行会社招請業務

2 履行場所

山形市内ほか

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日

4 業務の目的

インバウンド戦略で開拓市場として位置付け、先進的な誘客ターゲットであるマレーシアから旅行会社を招請し、訪日旅行における山形市への旅行商品造成を促進し、山形市の認知度向上とともに、マレーシアからのインバウンド旅行者の増加を目指すもの。

5 業務内容

(1) 招請する旅行会社の選定

業務の目的を踏まえ、マレーシアから招請する旅行会社を2者以上選定する。招請する旅行会社は、マレーシア現地に本店または支店等を有する旅行会社であり、日本に本社を有し、現地に支店等を有するものも含むものとする。

なお、各招請する旅行会社に求める役割、選定基準を明確にし、効果的な招請となるよう調整すること。

(2) 招請時期、コースおよび滞在プランの検討・策定

以下の点を留意のうえ、招請コースおよび滞在プランの策定を行う。

ア 蔵王温泉、山寺、中心市街地それぞれへの滞在を含めたプランを策定すること。

イ 策定に際しては、甲と協議して最終決定することを前提とする。また招請する旅行会社のニーズを踏まえながら、複数の提案をすることも可能とする。

ウ 訪問箇所及び体験コンテンツ等に関しては原則山形市内のものとするが、必要と認められる場合は、山形市外のコンテンツを含めることもできる。

エ 山形市内の視察期間は最低3日間とし、招請は1月末までに終了すること。

(3) 招請する旅行会社の航空券・宿泊手配等

実施にあたっては以下の点に留意すること。

ア 招請する旅行会社の航空券等を手配すること。また、航空券代など必要な費用を招請する旅行会社に支払うこと。

イ コミュニケーションが円滑に進むよう、英語・日本語の通訳が可能なガイドを1名手配すること。なお、通訳の昼食費・交通費は委託料に含むものとする。

ウ 招請する旅行会社の宿泊・食事・体験その他必要な手続きを手配すること。なお、昼食代等、必要に応じて招請する旅行会社から実費徴収することができるものとする。

(4) 招請後の対応

招請後の対応については、以下の点に留意すること。

ア 招請後には必ず招請した旅行会社の意見のフィードバックを受け、その他の問い合わせ等に対して、対応を行うこと。また、フィードバック等、本事業に伴う問い合わせについては、甲に内容の報告を行うこと。

イ 招請後、招請した旅行会社に商品造成を働きかけ、委託期間内に送客、商品造成等した場合は、送客数、商品造成数および予約件数を確認して報告すること。

6 成果物等の作成及び提出

本業務が完了したときは、速やかに以下の成果物を提出すること。

(1) 成果物

事業完了報告書（任意様式）

データ（PDF形式）のほか、紙媒体で正副各1部を提出すること。

(2) 委託業務完了報告書

山形市が指定する様式によること。

(3) 提出期限

令和9年3月31日

7 業務の再委託

再委託を行ってはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。再委託を受託する者は、本業務で課される遵守すべき事項を守らなければならない。遵守事項に違反した場合は、乙が賠償責任を負うものとする。

8 守秘義務

(1) 本業務の履行に関して知り得た事項は第三者に漏らしてはならず、本業務が完了した後も同様とする。

(2) 本業務の履行に関して知り得た事項を役員・従業員等であっても、本業務を履行するために知る必要のある者以外に漏えい又は開示してはならない。

9 知的財産権の帰属等

- (1) 本業務の成果物について、乙は、本業務の受託以前に乙が権利を有するものを除き、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第22条、第22条の2、第23条、第26条の2、第26条の3、第27条及び第28章に定める権利を含む全ての著作権を甲に無償で譲渡するものとし、甲が独占的に使用するものとする。
- (2) 乙は、甲及び第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、乙が本業務の成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、甲と協議すること。
- (3) 本業務の実施に必要となる第三者が権利を有する工業所有権及び著作権等については、全て乙の責任において当該工業所有権及び著作権等の使用に必要な費用を負担し、使用承認等に係る一切の手続きを行うこと。なお、この場合、乙は、当該著作権者の仕様許諾条件につき、甲の承認を得ること。
- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任と負担において一切の処理をすること。

10 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、随時甲と協議するものとする。
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙がその損害を賠償すること。